

<提出書類一覧>※最新の内容(概ね3か月以内に取得)のものをご用意ください。

必須書類	
①生産緑地買取申出書(法10条第1項関係) ※10月下旬に郵送した案内に同封しております	1部
②土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	1部(コピー可)
③公図	1部(コピー可)
④案内図 ※住宅地図・グーグルマップなど	1部(コピー可)
⑤指定から30年経過による買取申出希望筆一覧(別紙1) ※10月下旬に郵送した案内に同封しております	1部
⑥買取申出チェックシート ※10月下旬に郵送した案内に同封しております	1部
⑦買取申出結果通知用封筒 ※10月下旬に郵送した案内に同封しております	1部

該当する場合のみ必要な書類	
<p>■区画整理事業により仮換地指定されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮換地証明 ・仮換地図 ・仮換地指定における従前地筆一覧(別紙2) <p>※10月下旬に郵送した案内に同封しております</p>	<p>1部(コピー可)</p> <p>1部(コピー可)</p> <p>1部</p>
<p>■買取申出する土地が他人の権利(抵当権等)の目的となっている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取申出をする生産緑地における権利抹消承諾書 <p>※10月下旬に郵送した案内に同封しております</p>	<p>権利者ごとに1部 (原本)</p>
<p>■買取申出する土地に中部電力パワーグリッド(株)の地役権が設定されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取申出をする生産緑地における権利の取扱い承諾書 <p>※10月下旬に郵送した案内に同封しております</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(原本証明したもの) 	<p>1部(原本)</p> <p>1部</p>
<p>■登記内容と現在の内容が異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記内容と現在の内容が異なる場合は、それを証する書面を提出してください 	<p>1部(コピー可)</p>

例:住民票、町名変更証明書など	
<p>■相続手続き中の場合</p> <p>法定相続情報証明制度を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報一覧図(法務局発行のもの) <p>※一覧図に相続人の住所の記載がない場合は住民票が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割協議書(作成がある場合のみ) ・相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書の提出がある場合のみ) <p>法定相続人制度を利用しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の出生から死亡までのわかる戸籍 ・戸籍では確認できない相続人の戸籍全部事項証明書 ・相続人全員の戸籍個人事項証明書及び住民票 ・関連図 ・遺産分割協議書(作成がある場合のみ) ・相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書の提出がある場合のみ) 	各1部(コピー可)

※用紙を紛失された場合は、再発行しますので、各区役所農政担当までお問い合わせください。